

海外重要情報（第六輯）



昭和二十一年六月四日
外務省
編

目次

第一 米國經濟の再轉換狀況（中間報告）

一 序論

二 戰時統制の緩和

三 工業再轉換狀況

四 工業生産狀況

五 工業再轉換に於ける若干の問題

第二 米國

一 一九四六―四七年度軍事豫算案

二 海軍豫算案下院委員會を通過

三 大統領七十二億の陸軍費を要求

四 武器貸與清算協定

五 米土武器貸與清算協定調印



三 最近に於ける米國の對外借款供與問題

(一) 對英借款を繞る問題

(二) 對佛借款協定の成立

(三) 對華借款を繞る問題

(四) 對波借款供與の中止

(五) 比島の對米借款要求

(六) 輸出入銀行の融資限度擴張案

四 本年第一、四半期の民衆生業狀況

五 墨銀買上價格引上りの反響

第 三 英 國
一 低金利政策へ第一歩
(一) 二・五%新貯蓄公債發行を發表
(二) 低金利政策と英國の金融基調
二 英國増稅斷行か
三 英國貿易の近況

(一) 本年第一・四半期の輸出入總額

(二) 輸出貿易の回復顯著

四 英國綿業の改革案

(一) 綿業審議會の販賣組織改革案

(二) 商務省調查委員會の綿業改革勸告案

五 鐵鋼及び纖維生産高の現状

(一) 鐵鋼生産高

(二) 纖維生産高

第四 歐洲

一、在スイス獨逸資産の属分

第五 東亞

一、最近の上海市場より見たる中國經濟の動向

(一) 上海市場に於ける爲替及物價の推移

(二) 上海に於ける罷工狀態

(三) 中國經濟の動向

三 中國の台灣經營

- (一) 台灣産業の接收と運営
- (二) 台灣經濟建設の諸問題
- (三) 最近の台灣事情
- 三、中國デンマークと新條約締結
- 第六 對日問題
- 一、米國の對日棉花供給
- (一) 戰後世界棉花事情概観
- (二) 米國の棉花事情と對日供給
- (三) 對日供給割當量

第一、米國經濟の再轉換狀況（中間報告）

一、序 論

第二次世界戦争終結による米國經濟の再轉換狀況は、その本來の資本主義經濟体制を推進めながら、戦時統制の緩和、軍需産業の民需産業への轉換、完全雇傭の維持と戦後經濟の課題解決に努力しつつあるが、終戦來の相續く勞働爭議の瀕發は米國經濟の前途に一抹の暗影を投げかけてゐる。

二、戦時統制の緩和

- (1) 人物資源統制は撤廢され物資配給割當制も大部分撤廢されて現在適用されてゐるのは、砂糖と自動車タイヤのみである。
- (2) 生産統制は六百五十件より五十三件に減ぜられた。
- (3) 物價管理制は約二千五千品目による再轉換物資の價格統制体制を完了したが、需給量の均衡がこれ物價が重大視されなくなつた時にはいつでも價格統制が撤廢される。水銀及びマグネシウムの如き、基礎金屬數百品目は既に價格統制外に置かれた。（時經ニオリヒ）

(4) 國防運輸局は戦時中の各種統制命令三千五十件を十四件に削減した。

(5) 輸出統制規則の八割、輸入統制規則の七割五分を廢止した。(世界經濟調査會四月)

(6) 政府提出の物價統制延長法案は下院で修正可決されたが、經濟安定局長官がトルズは該案が修正に依つて骨抜きにされたこと不満を滿らした。下院修正案の要旨は左の通りである。

(1) 最高價格は生産者及び配給業者の原價に適正利潤を加へたものより以下に置くこと。

(2) 物價管理局は本年六月三十日以降九ヶ月間存続するに止め原案の如く一ヶ年延長を行はぬこと。

(3) 農産物助成金制度を明年一月一日までに中止すること。

(4) 肉親助成金制度を六月三十日現行法の滿期と共に廢止すること。

一方上院の空氣は極めて險惡で下院以上の修正が強要されて居る。(時經四・二三)

三 工業再轉換狀況

(1) 戦争生産局は民需品生産施設建設に對し優先的取扱を含む各種援助を與へる旨を發表したが(時經二〇・八・一七)全軍需工場の

九三%が轉換要求後六十日以内で轉換を完了した。
 (2) 二千七十億弗に達する軍需契約が日本降服後取消された(時經二〇・一二・三)。軍需契約の取消は大体一九四五年九月中に出盡したが同月は軍需生産より民需生産への切替の最高潮を呈し雇傭

契約数が減少した(時經二〇・一一・二〇)。

(3) 再轉換速度は一般に豫想されてゐるよりも速く一九四五年十月現在
 の全産業部門の雇傭者数は九月に比し十三萬しか減少して居らず民需部門だけを見れば六二萬人の大増加を示めしてゐる(時經

二〇・一二・一)

(4) 工業界の準備は着々進歩し金融状態も極めて良好であつて工場施設の再轉換は完成に近く生産能力は戦前の二倍を示現し雇傭者雇傭数は戦前水準を上廻つてゐる。(ユナイテッドスチール・ツニユーズ誌二・八)

(6) 天壤者は終戦當時百十萬、本年一月二百二十九萬、二月三百萬であり、今春迄に六百萬乃至八百萬になるだらうとの豫想は實現せず、雇傭者数は三月五千二百萬（二月四千四百七十萬）といふ平時に於ける最髙記録に達した。（海情三・一一）

(7) 一九三九年月平均に對する民需品の生産指數は左の如くであり二月には約二倍になつた。

一九三九年月平均	一〇〇%	一九四五年 九月	六〇%	(豫定)
一九四五年三月	三四	一九四六年 二月	二〇〇	(推定)
七月	四一			
八月	五一			
			二三八	(豫定)

(7) 本年度第一、四半期最終たる三月末の經濟活動は一段と活潑化し、鐵道貨物輸送量、出炭高、建築契約高、小賣々上高、清油生産高及び自動車生産高は何れも増加した。（時經四・四）

(8) 米穀政府の發表に依れば三月末の民需生産は史上空前の高水準年一千五百億弗を超過し、貨幣支拂額は年換算八百二十億弗即ち終戦直後に比して七十億弗の増加である。（時經四・五）

四 工業生産狀況

- (1) 鋼材生産は二月二十六日迄に生産能力の五八六%を回復した。
(海情三一) 三月七日までの一週間には八九四%となつた。
(時經四九)
- (2) 自動車は三月三十一日迄の一週間四萬三千七十台(その前週は三萬七千二百七十五台)と一九四二年以來の最高水準を示した。(時經四四)
- (3) ラチオは労働罷業へ解決すれば二ヶ月内に戦前の水準に回復するだらう。(時經三一六)
- (4) 冷蔵庫の生産も上昇して居り、洗濯機は原料不足の爲少々しくないので、本年中大して増産は望めないが、電機器具はやがて戦前の二倍になるだらう。(時經三一六)
- (5) 衣料品は資材及び労働者の不足のため、當分停滞を續ける。
- (6) 家具類は木材不足の爲予想より遅れる見込みである。
- (7) 農業機具の本年生産高は戦前の水準に回復し、明年は三三%
一五〇%の増加となる見込である。

其工業再轉換に於ける若干の問題

(一) 概して云へば設備の轉換の速かなるに拘らず生産そのものは立遅れた。

(8) 住宅の需要は不斷に高き數字を示めしてゐるが、木材の生産高は最近十年間に於る最低記録を示めた。(物價管理局の最高價格制が木材の生産を採算のとれないものにしてゐる。)(海情三。一一)

(1) 一九四五年十一月二十三日の商務長官發表によると消費財生産は依然として低く、耐久消費財の大量生産は昨年中には行はれて居らず、戦前の水準を遙かに下廻つて居り、一般の需要充足には目立つた効果を示さなかつた。

(i) この原因には部分的の資材不足、適當な勞務者不足及び價格統制の三者が擧げられてゐる。

(ii) この三者中部分的資材の不足及び勞務者不足は這からず解決するとしても價格統制撤廢はインフレ抑制の爲めにも府が肯んぜず、大統領は一月末の記者會見で之は不可能だと言明した。

右の事情は如實に生産に反映し、一月中の工業生産は一九四一年春以來の最低を示した。多數の消費財生産は更に之を下廻つた。二月に入つても生産概況は緩和されず、鐵鋼業によつて全米工業生産は危機に迫込まれた。

貨銀物價政策

かかる状況に鑑みて政府は一九四三年以來の物價貨銀釘付政策を放棄し、二月十四日大統領は新貨銀、物價政策を發表した。

之によれば貨銀が引上げられた場合には製品價格の引上も認められるが、この限度は會社利潤が一九三六—三九計平均を標準とする。

右の新貨銀、物價政策は少くも罷業及び生産に關する限り効果を奏し、従つて生産は上昇を示めて來た。三月の生産状況は左の如くである。

三月十六日
に終る一週間

三月二十三日
に終る一週間

三月三十日
に終る一週間

前年同期

鐵 青 炭 (千噸)

11110

11110

11110

11110

新建築契約額(千弗)	108,311	134,218	110,230	117,029
電力生産量(百万キロワット時)	3,288	4,014	3,298	3,312
鐵鋼生産高(ネット噸)	1,266,600	1,262,500	1,266,000	1,274,000
工業生産指數	100.7	101.4	101.4	101.1

三米 國

一九四六、四七年度軍事豫算案

(一) 海軍豫算案 下院委員會を通過 (時經五・二四) 海外重要情報第

三輯参照)

(1) 下院院出委員會は四十六億三千九百六十五萬九千弗の海軍豫算を承認した。

(2) 右は原案に比し三億七千五百萬弗の増加に當りが一九四五、四六年度豫算百二十五億弗よりは八十億弗の減少である。

(3) 同豫算額に依れば兵五十萬將校五萬八千計五十五萬八千名を維持し、軍艦二百九十一隻、機載機三千機、その他飛行機三千機を保有することが出来る。

(4) 海軍長官フオレスタルは國際聯合をして成果をあげさせる爲には有力な米海軍力の維持が絕對に必要であること述べた。

(二) 大統領七十二億の海軍費を要求 (時經五・九)

(1) 大統領は一九四六年、四七年度海軍豫算七十二億五千六百萬弗を該會に要求した。(前年度豫算は二百八十七億弗)

(2) 右豫算に依れば陸軍兵員は六月三十日現在の百五十萬より百七十萬に減員される。

(3) 豫算には占領地軍政及び救済費五億弗、原子爆弾關係經費二億弗、國民防衛軍及び豫備軍復活費一億八千萬弗を含む。

武器貸與清算協定（海外重要情報第三輯参照）
武器貸與の清算に關しては既に三月二十七日米英間には協定（六億五千萬弗）の調印を見たが今敢更にインド及びトルコの間にも協定が成立した。

(一) 米、土武器貸與清算協定調印（時經五。一三）

(1) 國務省はトルコに對する武器貸與勘定の最終的決済のため五月十日米、土協定の調印を了した旨發表した。

(2) 右協定に依りトルコは武器貸與の決済として米國に對し即ち五千萬弗の現金支拂を爲すことになつた。

(3) 米國より多額の武器貸與援助を受けた國で全負債額の即時現金清算の協定を行つたのはトルコが最初である。

□ 米印武器貸與清算協定調印（短中波五・一八、時經五・二〇）

(1) 樞威筋の言明によれば米印兩國代表は五月十六日武器貸與援助並びに在印米軍餘剩資産の賣却に關する清算協定に調印した。

(2) 双方より弗貸の支拂要求をせず、印度は戰爭中借用した四千萬磅相當額の銀を返還するものと傳へられる。

三 最近に於ける米國の對外借款供與問題

□ 對英借款を繞る問題

(1) 三十七億五千萬弗の對英借款案は五月十日四十六票對三十四票をもつて上院を通過し下院に回附された。（時經五・一三）

(2) 下院銀行通貨委員會は十四日より同案の審議を開始した。強硬な反對論があるも結局下院も通過するものと一般に觀測される。（外信五・一六）

□ 對佛借款協定の成立

(1) 十三億七千萬弗に上る對佛借款は五月二十八日ワシントンに於て調印された。右借款の外に米國は七十五萬噸の船舶購入

資金を供與することになつたと言はれる。

(2) 右借款の内六億五千萬弗はフランスの復興資金であり、七億二千萬弗は武器貸與勸定の決済と餘剩物資の購入資金であると言はれる。(日經五・二二)

(3) 右借款協定成立の裏にはフランスの人民投票による左翼憲法の否決及び社會黨の共產黨からの疎隔が前提となつてゐると言はれ、今回の借款協定に依り米國はフランスの動向に重大な發言權を持つものゝ推測される。(朝日五・二四)

(4) 斯る政治色を多分に含む借款交渉に對しソ聯新聞は最近猛烈にブルーム攻撃を開始した。

(三) 對華借款を繞る問題

(1) 五月十二日の外交消息筋の情報によれば米國は中國に對し五億弗の借款を用意し、其の供與決定についてはマーシャル元帥が全權を握つてゐると言はれる。(東亞五・一三)

(2) 右はドルの威力によつて國共停戰乃至聯立政府樹立を圖りソ聯に對する米國の立場を強化せんとするものゝ解される。

(日經五・二七)

四 米波借款供與の中止

(1) 米波借款供與中止を發表（日米五・一、時經五・一四）

(2) 國務次官アチソンは四月九日萬弗借款供與の條件である政治的約束をポーランドが破つたを非難し、實情を調査する

間右借款の供與を中止する旨發表した。

(3) アチソン次官の非難點は次の如くである。

(a) ポーランド政府は同國政治界某領袖の演説に關する A・P 通信の記事を檢閲で押へた。

(b) ポーランド政府はポーランドに於ける政治的自由を擁護することを約束した米波借款協定の正文をポーランド人に發表しなかつた。

(4) 右措置はソ聯勢力圏内の東歐に政治的自由を齎す目的で行はれた最も思ひ切つた經濟的措置の一つである。

(5) 米國の經濟的及び政治的保障要求に對するポーランド政府の回答は次の如くである。

(a) ポーランドに投資する米國市民はポーランド市民と同一の待遇を受ける。

西比島の對米借換要求

對米借換獲得の爲め渡米した次期比島大統領ロハスは五月十四日二つの借款復興を要請した。

(1) 再建五ヶ年計畫實施の爲の四億弗の政府借款

之は主として病院、學校等の經營費や社會事業の援助に充當される。(時經五・一八)

(2) 出入銀行に依る三億弗の經濟復興借款

之は比島の農工業發展の爲め使用され今後五ヶ年間の政府支出に充當される。(時經五・一八)

(b) 即ちポータルン市民は政府の實施中の經濟計畫の爲め徵用される土地に對して補償を受けることは出来ない。ポータルン投資者も同様である。

(c) 之は政府の最高土地收用權に依るものであり、ポータルン人は代償をチオテイ又貢にて受けるが米國人は之を弗又は物資に替へる術がない。

(六) 輸出入銀行の融資限度擴張等 (時評五・二二)

輸出入銀行の融資力を十二億五千萬弗増加せしめんとする案が近く議會に提出される豫定であるが、之は恐らくソ聯その他數ヶ國よりの借款申込に對慮するためのものと見られる。

(1) 現在豫定されてゐるのは中國五億弗、イタリヤ約一億弗、チエツコ五千萬弗等であり、これらを差引いた實際の融資餘力は二億弗に過ぎない。

(2) 更にフィリツピンにも當然供與しなければならず、サウジ・アラビア、エチオピア及びトルコも借款を申込んでゐる。

本年第一四半期の民需生産状況 (時評五・一六)

商務省は五月十二日第一四半期の民需生産に關し次の如き報告を發表した。

(一) 物資及びサーヴィスを含む全米の生産總額は年當り一千八百三十億弗となつた。右は昨年の第四半期と實質的に同程度であり、戦時中の最高記録一九四五年第二四半期の年當り二千六十億弗に匹敵し得るものである。

(二) 建築資材方面の生産は希望數には満たないが昨年第四半期の水準に對し四〇%上方廻つてをり、事業界への投資も著しく増加し昨年第四半期に比し五〇%方増加してゐる。

(三) 収入の低下にも拘らず依然消費者の物欲買付は昂つて居り年
 當り一千二百億弗で昨年第二。四半期に比し二〇%方増加し
 た。

其墨銀買上價格引上案の反響（日米五。二七）

米に於てメキシコ産銀の買上價格を一弗三仙に即ち三十二仙
 引上げんとするマツクカラン案はメキシコの銀生産方面に大し
 た反響を呼んでゐない。

(一) 昨年九月米國は外國銀の買上値段を一オンス四十五仙から七
 十一仙二に引上げたが、メキシコ生産業者達は高税、高賃銀、
 鑛山用資材の騰貴及び輸送難の爲め値上後の今日の方が遙か
 に悪くなつてゐると言はれる。

(二) 若しマツクカランの一弗三仙の折衷案が可決されればメキシ
 コ政府は三十二仙の値上の中から二十三仙半を生産税として
 徴收することは明らかであり、残り八仙を坑夫と經營者とで
 奪ひ合ふことになるのであるが、鑛山當局の言に依るとその
 他種々の税金が更に一仙半加はるから結局實際に奪ひ合ふの
 は六仙半に過ぎないと言はれる。

(三) メキシコの銀生産は一九四二年から四五年の三ヶ年間に年産八千五百萬オンスから六千萬オンスに低下した。戦時中米國はベイトマン・スアレズ協定に依り米國金屬貯藏會社は採算不能な經營を繼續させる爲め價格引上の形でメキシコ鐵業に補助金を與へ一方メキシコ政府は右補助金に對し税金を免除したが、この協定も四月九日で満了して居る。

第三 英國

一 低金利政策へ第一歩

(一) 二・五%新貯蓄公債發行を發表 (外借五・一五、時經五・一七)

(2) 蔵相ドイルトンは新貯蓄公債の發行を發表したがその條件は左の如くである。

(1) 償還期限 十八年乃至二十一年後

(2) 利率 年二・五%

(3) 右貯蓄公債は昨年十二月發行の同種公債の利率 3% に比し、 5% 低利であつて右は低金利政策への第一歩を踏み出したものとして一般の注目を惹いてゐる。

(註) 最近の公債の利率及び公社債の利率は左の如くである。

(1) 戦時中發行せられた各種公債の利率

(2) 國防公債、軍事公債、貯蓄債券

(3) 國民軍事公債

(4) 最近の公社債利率

三%
二・五%

(二) 低金利政策と英國の金融審調 (時經五・二〇)

右公債發行に關聯しロイター經濟部長キヤンベルは左の如く論じてある。

(1) 新公債發行と株式市場

(1) 將來物資流通及び新資本發行が自由となるまで株式市場はインフレーションの唯一の合法的なはけ口をなすであらう。この状態は公債の相場を引上げ且金利を低下せしめんとして政府が採つた政策即ち長期債を短期債で借換へ長期債の額を減ずること共に通貨を潤澤ならしめんとする政策により一層促進せられた。

區分		一九二五年八月		一九二五年十月	
(1) 公債	(1) 利率 二・五%	二・八九	二・八〇	(2) 社債	三・七五
	(2) 三・五%	二・九四	二・九五		三・七七
		三・七九	三・七七		

① 更に株式市場の上場證券の價額は二百二十億圓を越えて居るが非政府證券の一五%が國營化の對象となつて居る現在、取引對象の狭小化は相場の騰貴を容易ならしめて居る。

② 昨年十二月の政府の着入停止以來株式市場は投資資金の唯一のはけ口となつて居るが新公債はこの資金に對する一つの競争者となり株式市場の強氣態を幾分抑制し得るかも知れない。然し右の如き現状に於ては之が持つ御耐力は極めて微弱なものであらう。

④ 低金利政策の基盤

① 英國の低金利政策の基盤は米國に比し堅實さに於て劣つて居る。米國はその老大な貯蓄高の適當な投資先を見出さねばならぬといふ慢性的問題を持つて居るが英國の貯蓄高は常に資本の需要に比し充分でない状態である。

② 随つて米國に比し英國のインフレーション問題の解決は比較的容易だが低金利問題の解決は困難である。

三、英國増税斷行か（短中波五・一七）

藏相ドールトンは五月十六日の閣議に於て本年度の剰余額を
 収入一磅につき十八志二片（九〇・八％）の所得税を撤廃する旨
 言明した。

（註）英國に於ける現行所得税率は明かでないが戦時中五の如き
 改正が行はれ基本所得税率に附加所得税率を加へた率の高
 高は九七五％に達してゐた。

戦前	基本所得税		附加所得税		合計
	最低	最高	最低	最高	
一九三九年九月改正	五・六	九・〇	一・八	三・三	一四・六
一九四〇年四月	七・〇	九・〇	一・八	三・三	一四・六
一九四〇年七月	七・六	九・〇	一・八	三・三	一四・六
一九四一年四月	八・六	九・〇	一・八	三・三	一四・六
一九四三年四月	八・六	九・〇	一・八	三・三	一四・六

三 英國貿易の近況

(一) 本年第一。四半期の輸出入総額（短中波五。一三、陸經五。一七、トレイド。ジャイナル所載、世界經濟月報第九號）

輸出入	區分		前期比較増減	對一九三八年百分比
	一九四六年 一月—三月	前年同月		
輸出	一八四 百萬鎊	六五 百萬鎊	八四%	
輸入	二六六	四七	六三	

(註)

(一) 輸出品の主なるものは依然 鐵鋼、襪、化學藥品、車輛及航空機であり、綿製品は綿工業の努力不足から今尙充分な活動に入つてゐない。

(二) 第一。四半期に於ける自動車工業の輸出は一九三八年同期の八六%を示し自動車工業の回復は注目し得る、現在の輸出品は一週一千臺程度に達してゐると觀られる。
 (三) 電氣器具刃物及鐵器類の輸出も著増した。

(二) 輸出貿易の回復顯著

(1) 英國の輸出總量は終戰以來三化し四月中の輸出は戰前の約九〇%に回復したと下院に於て發表された。(短中波五・一〇時經五・一七)

(2) 本年第一、四半期の輸出額は一月五千七百万磅、二月六千万磅、三月六千七百万磅(確定)と漸増し前途の活潑化が期待される。新しく第一、四半期の輸出額を年間に換算すれば七億三千六百万磅となり百相アトリの發表せる目標額七億五千万磅の實現は可謂であらう。(時經四・一二高券省發表)

(3) 輸入は今後も極力抑制せられると豫想される。某有力調査団体は新米及び追加借款元利補並に輸出擴張の負擔を軽減せしむるための輸入計畫の切下げを行ふべき旨指摘している(海外重要情報第三輯参照)

四 英國綿業の改革案

(一) 綿業審議會の販賣組織改革案 (時溼五・三〇一オブザーヴァ

ー所載)

綿業審議會は近く販賣組織の改革に關する勅告案を發表するものと觀られるがその内容は左の如きものであらう。

(1) 販賣制度の合理化

新機械の採用、賞金の引上げによる生産費の増嵩を消費者に轉嫁しないために販賣制度の經濟化を行ふ。之がため

(イ) 現在の綿絲布面を協同組合制度により統合し

(ロ) 戦時の販賣機關「英國海外綿業會社」を廢止し右組織を以て代位せしめる。

(ハ) 中央販賣機關を設置し

(ニ) ランカシャー綿製品の海外販賣

(ホ) 市況調査

を擔當せしめる。

(一) 商誘省調査委員會の綿業改革勸告案（外信五・三〇）

(1) 本案の目的

綿業私有制度を政府監督下に渡し機械設備の根本的一新を行はんとする。

(2) 具体的措置

(イ) 工場の近代的機械入替を統一するため綿業審議會を設置する。

(ロ) 綿糸價格を若干引上げる。

(ハ) 工場の収益に課税する。

(ニ) 設備更新の低利資金を政府より融通する。

(ホ) 調査委員會長シユスターの發表

右に關しシユスターは現在英國綿業は國內需要を充足するだけの生産しか行つてゐない。労働者時間當りの生産が増大しない限り輸出余力はないと述べてゐる。

機械及繊維生産高の状況

(一) 機械生産高 (時価) 一・二〇一 (単位千円)

年	分	月	生産高	前年同月	年	決算額
一九四六年	三月	三月	六二九	六一一	一	三一一
		四月	六二四	五九六		
一九四六年	三月	三月	一一一六	一〇七九	一	三一一
		四月	一〇九二	一〇二五		

(二) 繊維生産高 (時価) 一・一七

(三) 一九四六年三月の生産高

綿糸 一三八七〇千疋
 人絹及びナイロン(生産) 一五〇〇〇
 ステール・アル・ファイバ 五四〇〇

(2) 人絹及びナイロンの生産高は一九四〇年七月以來の最高を示し一九三九年の月平均生産高を三%方上廻り、スフの生産高も新記録を示した。

(3) 右に關し労働省は繊維工業における労働者數は婦人労働者の復帰により一九四五年六月以來二四%方増加し現在に於ては戦前の労働者數を凌駕してゐることを表してゐる。

第四 歐洲

一、在スイス獨逸資産の處分

(一) 在スイス獨逸資産の處分に關し米英佛三國間に協定が成立した。

(短中波五・二二、時經五・三二、三〇)
 (1) 總額五億弗以上に上るを推定せられる獨逸政府及び獨逸人所有の資産の處分

(イ) 賠償の對象となるべき獨逸政府及び獨逸人所有の資産は點檢の上處分するが乃至はこれら資産を受取る資格のあるものに引渡される。

(ロ) この手續はスイス政府によつて設置せらるべきスイス側機關が英米佛三ヶ國政府及びスイス政府代表によつて構成せられる共同委員會と協力して行はれる。

(ハ) 右資産を處分した場合の買上金は聯合國賠償機關に於てバリエ賠償協定に基き賠償を受け得る諸國間に公平に分配する。

(ニ) 在スイス獨逸掠奪金の處分

(1) 聯合國はスイスより獨逸が掠奪しスイス國內に退藏してゐた

金二億五千萬スイス・フラン（五千八百十四萬弗）の支拂を受けらる。

(四) 右金額はバリ賠償協定に基き分配される。

(五) 右金額は本年一月のバリ賠償協定でスイス内獨逸資産に對する權利を放棄したので今回の協定には參加しなかつた。（時經五・三〇）

第五 東京 亞

一、最近の上海市場より見たる中國經濟の動向

(一) 上海市場に於ける爲替及び物價の推移 (世界短波三・五、四・五
上海XORA放送
五・一、五・一五、五・二四)

本年三月に實施された對米爲替相場改訂以來の上海市場に於ける爲替及び物價の推移は次の如くである。

(1) 對米爲替相場は三月四日從來の公定二〇元が放棄されて同月二十七日新たに二〇四〇元の公定相場が實施された。今三月四日の市場相場二〇〇〇元を一〇〇とする指數に依つて其の後の變動を見れば左の如である。

區分	三月四日	四月四日	四月三〇日	五月四日	五月二三日
指數	一〇〇	九五	一二二	一一六	一一九

(2) 金條相場 (單位十市兩)

三月四日の市場相場一五七萬元を一〇〇とする指數

區分	三月四日	四月四日	四月三〇日	五月四日	五月二三日
指數	一〇〇	九四	一二三	一一五	一二二

(3) 米穀相場 (單位 粳米 一石)

三月四日の市場相場 二六〇〇〇元を 一〇〇とする指數

區分	指數
三月四日	一〇〇
四月四日	一〇二
四月三〇日	一六五
五月二四日	一九八
五月二三日	二一一

(4) 綿布 (單位 雙馬印 一疋)

三月四日の市場相場 一〇八万円を 一〇〇とする指數

區分	指數
三月四日	一〇〇
四月三日	一〇四
四月三〇日	一一九
五月二四日	一一〇
五月二三日	一一〇

上海に於ける罷工状態 (東莞五七)

上海の物價騰貴は發行資金による生活を完全に破壊し、このため國民政府が上海を接收して以來五十万人の勞働者、資金直上請求のための罷工に参加してゐる。これは失業者の増大と飢餓死は益々罷工状態を深刻ならしめてゐる。これ上海のみに止まらず重慶、西安等の重要産業都市に波及する可視される現象である。

(三) 中國經濟の動向 (東電五二〇)

右に概つて中國經濟の最近の動向を達観するに

(1) インフレの昂進は依然として止まることなく進行し、勤勞大衆は生活を極度に脅かされて居る。

(2) インフレの進行が國內政治の不安定、生産の不振を反映して居り、爲替相場の高騰、物價の高騰は戦後中國の復興事業が未だ本格的な軌道に乗つて居ないことを物語るものである。

(3) 然し乍ら見逃せないことは前述の爲替及び物價指數に見られるやうに食糧品を除けば騰落到二〇%前後の限度があることである。もしインフレが依然として飛躍的に進んであるとすれば上海のやうな統制のない所では物價は昂騰する一方ではまる所を知らない筈である。

(註) 但し對米爲替相場に付ては變動の激しいときには中央銀行が擬入れのために自ら賣買に出動する政策をこつてある關係もあらう。

二 中國の臺灣經營

(一) 台灣産業の接收と運営 (東電三、一六)

(4) 兎に角中國のインフレが管ての日の奔放な暴進から漸次その
遠慮を鈍らせてゐることが之に成つて伺はれると云ひ得るだ
らう。

(1) 一九三五年十月二十四日台灣行政長官公署の設立をみ、元づ總
督府の民政、財政、殖産、教育、軍事及び警察その他各方面の
幹部を接收した。

(2) 長官公署は一經濟委員會を設立して比較的大規模な工廠約一千
余の接收事務を統制管理させることになつた。

現下凡ゆる工廠は長官公署の特派員の監督下に原有の日本人職
工をして連續的に操業させ、他に適當な支那人職工が見つかり
次第これと交替して生産の停滞を防止してゐる。

(3) 台灣の重要工場及び鑛山の接收取極め決定 (短中波四、九)
接收される鑛山は次の三種に分たれる。

(1) 天然資源委員会の運営してゐたもの

(2) 天然資源委員会の地方政府の合同管理によつてゐたもの

(3) 右兩者の他に個人資本の投下してあつたもの

尙被害のなかつた若干の工場及び鑛山は近く生産を再開するものと期待される

(4) 石油生産開始へ世界短波五・二三

戦争中空襲によつて破壊されてゐた臺灣の石油鑛業は一應の修復がなつたので臺灣華人側において經營に當り、石油の生産を圖ることになつた。

(5) 貿易問題

(1) 臺灣長官公署は臺灣貿易公司を設立した。省政府は民生、主體的經濟政策を實行する趣旨のもとに、重要な商品の輸出は省營としその他の商品については更に統制を強化して少數資本家の獨占を防止する計畫を進めてゐる。

(2) 重要商品の貿易は大体において、米、砂糖、茶、樟腦等の輸出、豆、麥、肥料及び織物の輸入を含むものである。

(註) 臺灣政府は臺灣の砂糖市場を引継ぎ、同時に個人

會社による砂糖輸出を禁止した。(短中波三〇・三〇・三〇)

(ハ) その他重要でなく、又零細な商品の輸出入は放任政策を

とり自由貿易を許可する計である。

(6) 食鹽は專賣局の專賣に歸することとなつたが、鹽法は中國現行の鹽法とは異なるものにならう。

(7) 從來の臺灣銀行の獨占を廢しこれを臺灣省銀行に改組した。

(4) 長官公署は銀行の増加を避ける趣旨のもとに、中國、中央、交通及び農民の四銀行は暫く臺灣に設立しないこととした。

(ロ) インフレ防止に成功(電報ニ。五)

銀行預金の八億圓増加に對し、同額の紙幣を流通市場より回収するといふ方法によりインフレの防止に成功を收めてゐる。

(ハ) 新小額紙幣發行(世界短派五。二。二)

臺灣銀行は五月二十一日から新臺灣小額紙幣(一圓、五

圖、十圓の三種を發行した。新紙幣は以前の舊紙幣と同額で交換し得るものである。

(二) 臺灣經濟建設の諸問題 (東寬三。一六)

中國の臺灣經濟建設上問題とされる點は大要左の通りである。

(1) 臺灣の輸出の大宗である砂糖及び米は、その市場を中國本土に求めるとすれば出超の利益はなくなるし、日本は戦後の負債累増しその輸出能力はない。よつて中國は砂糖及び米については放任政策をとり、製糖廠の過剰設備は廣東及び福建省に移還する案を考究中である。

(2) 国防工業を臺灣に建設することは非常に困難でしかも不完全である。又併し臺灣は電力豊富かつ低廉であり、水陸の交通も便利で技術を習得した労働者が中國本土より多いから臺灣の工業發展は當然の方向であるが、その理想は南洋を市場とした輸出工業にある。

臺灣の紡織の將來には希望がもてる。

(3) 化學工業は臺灣の最も努力を要し又努力し得る工業である。

現在既に相當の基礎も出來であるが、將來臺灣に必要な肥料工場は絶對に建設せねばならず、紡績業の發達に必要な染料工場は非常に困難な部門であるが、建設不可能でない。

(4) 臺灣には現在大規模製藥廠が一箇所しかないが、將來藥品特に漢方の科學的研究に依つて大いに發展の餘地がある。

(5) 臺灣には針葉樹林十七萬甲、針闊混合林二十六萬甲、闊葉樹林百四十八萬甲、合計百九十一萬甲の森林がありその産額は約七億六千萬石の多きに達する。

目 最近の臺灣事情 (東電三・九)

(1) 昨年十月二十八日中國軍が進駐して來たが不詳事件は起らず治安は極めて良かった。

(2) 食糧は米が不足して今年になつてから一日二食だつたが副食物には熱帯地方だけに困ることはなく、菓子類も十日に一度配給がある。

(5) 本島人の感情は日本に對して極めて同情的で、日本人の生命や財産に脅威をうけることはない。

(4) 接收された工場は中國人の經營で著しく復興し全般的に復興工事は急テンポに行はれてゐる。

(5) 臺灣省日本人一千名を徵用（京電三・二七）

臺灣省行政長官公署代官人の言明によると、臺灣の特殊事情に鑑み各種工作を遲滞なく遂行するため日本人一千名の徵用方を中央に申請中で、家族を入れ約三万五千の日本人が臺灣に留るものと見られる。

三、中國、デンマークと新條約締結（京電五・二三、世界短波五・二三）

五月二十日中國、デンマーク間に左の如き新條約が締結された。

(1) デンマークは在華治外法權を撤廢する。北平、漢口、上海、澳門にある租界の特權を放棄する。

(2) 兩國の通商に關し海上沿岸航行の自由を認める。

(3) 兩國國民は相互の國に在る時在住國の統治法令により規定されるものとし不動產の所有は認める。

(4) 兩國國民は相互の國に居住する時法律及租税に就き平等の扱ひを受ける。

第六 對日問題

一、米國の對日棉花供給

(一) 戰後世界棉花事情概観

戰後今日の世界棉花事情を一言を以て盡せば、原棉は極めて多いが、紡績能力は遙かに少いと云へよう。戰時中棉花の消費が切詰められたにも拘らず、生産の削減を見なかつた爲原棉の滞荷は極めて老大なものとなつてゐる。前棉花年度末の在荷は二千八百萬俵を算へ、戰前の消費割合で行つても、優に世界消費を一年間賚ふことができる。

(二) 米國の棉花事情と對日供給

(1) 米國の棉花事情（海外事情三一八）

(1) 米國は昨年七月末一千百萬俵を越える棉花持越高に加へ最近に、更に九百十萬俵が收穫された。しかも相場場の暴騰に伴ひ栽培者は現在千百六十萬俵收穫の植付を準備してゐる。(一九四五年東部の棉花業者は貸付や補助金や平均價格制によつて需要と全然無關係になるまでに相場を押し上げた)。

(四)

棉花の國內消費は勞力不足による紡績能力の減退と、廉價良質の合成纖維の進出によつて三年間引續き減退した。一方、九三二年には世界需要の五八%を供給した米棉の輸出は、印度、埃及及びブラジルの生産増大に伴ひ相當低下した。今や補助金を増額しなければ米國は以前同様、競争に堪えなくなるであらう。

(三)

對日供給を要する問題

(イ) 米國の對日獨棉花供給の目標は米農務長官の指摘してゐる

如く次の三點である。(朝日特情五二六)

(1) 舊敵國占領地域内の産業生活の復活

(2) 纖維生産品の國際的不足の緩和

(3) 現在、米國の持つ下級原棉の大量ストツクの爲の市場を創ること。

即ち、大量の過剩米棉は日獨の紡績會社の復活に俟たざる限り、短時日の裡に其の減退を期待することが出来ない實情にある。

(ロ) 米嗣の綿製品輸出業者は、日本の綿製品増産が現在の世界的

綿製品不足緩和に役立つことは分つてゐるが、世界の需給均衡がこれ始めた後における、日本綿製品の米嗣同業者に與へる脅威が余り考慮されて居らぬ、は大規模の日本綿業再開に強硬に反對してゐる。(時經三・一六)

(ハ) 又右業者は、太平洋地域の購買力の低い市場に向くやうな低廉品を製造させるため中國に割當てられる紡績機械を利用すべきであること主張してゐる。(時經二・二二)

目 對日供給割當量

(1) 戰前日本の年消費量は約四百萬俵でその中四〇%一五〇%を米嗣同量を印度、殘りを主としてアラジル、エジプトが占めてゐる。

(2) 日本紡績業の紡錘数は戰前の千二百五十萬錘に對して、確存してゐるのは三十五萬錘でその中二十二萬錘が操業可能の狀態にある。もし、占領軍當局が許可するならば日本は約八ヶ月間に百五十萬錘を組立てることが出来ること推計されてゐる。(時經二〇二三)

(3) 米嗣農務長官は、日本綿業は今年一ヶ年間に最大限百四十萬俵

消化する能力があるものと見てゐる。日本政府は、米關に對ち、差違り二百萬俵の米補供給方を要請したが、米紙は之をその紡績能力に比し過大である、と評してゐる。(時經一〇・四及び一一二・三)

(4) 英關は極東委員會において日本工業の再建を限られた範圍で許す詳細な計畫を提示したが、これによること、日本を永久に聯合關側の重荷にしないため紡績工業の大規模な再建を認める、と云はれる。(米關は該案の一部には反對してゐるが、どうしても解決できない意見の對立は起つてないらしい。)(毎日新聞五・一九)

(5) 本年一月聯合關は今後三ヶ月間に約二十萬俵の棉花を日本紡績業に供給することに決定した。二月一日より開始された對日棉花供給計畫によれば、本年八月一日までに六十五萬噸を日本に積出す豫定になつてゐる。(時經五・四)

(6) 原棉輸出額の對日供給割當數量に就いては米關務省が極東委員會に對し、一九四六年割當率基準を米關五四%、印度三六%、エチオプ一〇%となることを報告することになつた、と云はれる。(時經四・二六)